

型式部材等製造者の認証に関する公示
一般財団法人日本建築センター公示第製148号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の
11第1項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の7第1項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成29年10月26日

一般財団法人日本建築センター
理事長 橋本公博

建築基準法施行令第136条の2の11第2号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成29年6月21日）

パナソニック ホームエレベーター株式会社
製010101Gbd030315

建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成29年6月30日）

レスコハウス株式会社
製010101Acaa0020802、製010101Acba0020802
製010101Acca0020702、製010101Acab0020502
製010101Acbb0020502、製010101Accb0020302
製010101Acac0020502